

建設業法違反事例について

鳥取県
県土整備部 県土総務課
令和4年10月

鳥取県で実施している調査

- ・鳥取県建設工事下請取引等点検調査

県が発注する建設工事に係る下請取引等について、取引状況を調査し、改善の指導を行う。

- ・鳥取県建設工事施工体制調査

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導を行う。

- ・技能労働者の賃金水準等詳細調査

県が発注する建設工事に従事する元請下請業者の労働者の賃金水準の現状を把握する。

不適切な事例①

項目	内容	根拠規定	R2	R3
見積条件の提示	<ul style="list-style-type: none"> ○工事種別ごとの労務費、材料費等の経費の内訳を明示させず、一式で作成している。 ○法定福利費の内訳明示を見積条件に記載していない。 	<p>工事内容に応じ、工事種別ごとに材料費、労務費、法定福利費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めること。</p> <p>○建設業法第20条第1項</p>	1	3
見積条件の提示	<ul style="list-style-type: none"> ○見積依頼を口頭で行い、書面による提示を行っていない。 ○見積依頼の際、記載しなければならない提示事項を満たした書面を提示していない。 	<p>見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容(法19条第1項第1号及び第3号から第15号までに掲げる事項)を提示することが必要。</p> <p>○建設業法第20条第3項</p>	2	4
法定福利費を内訳明示した見積書(契約書)	<ul style="list-style-type: none"> ○見積書(契約書)に法定福利の内訳が明示されず、全体金額に含んでいる。 	<p>法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用することにより、法定福利費を必要経費として適正に確保しなければならない。</p> <p>○建設業法第19条の3</p>	2	1
契約書で定めている条項不足	<ul style="list-style-type: none"> ○契約書面に記載しなければならない一定の事項が不足していた。 	<p>契約書面には、建設業法で定める15の事項及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」で定める事項を記載することが必要</p> <p>○建設業法第19条第1項</p>	5	22

不適切な事例②

項目	内容	根拠規定	R2	R3
追加・変更契約の締結、時期	○追加工事が発生し契約内容に変更が生じたが、口頭指示のみで、請求書による精算が行われている。	当初契約の内容を変更するときは、追加工事董の着工前に書面による追加・変更契約を行うこと。 ○建設業法第19条第2項	8	11
下請代金の支払い	○発注者からの支払い後、下請業者への支払いが1か月を超えている。 ○特定建設業者で、下請負人への支払いが、引渡申出があった日から起算して50日を超えている。	元請負人が注文者から請負代金の出来高部分又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、それに相応する下請代金を一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。 ○建設業法第24条の3 特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万以上の法人は除く。)から引渡しの申し出があった日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。 ○建設業法第24条の5	4	2

不適切な事例③

項目	内容	根拠規定	R2	R3
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の非掲示	○施工体系図等が掲示されていない。	建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場に掲げなければならない。 ○建設業法24条の8 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、建設業の名称、その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 ○建設業法第40条	11	11
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の内容不備	○標識等の掲載内容に不備がある。		7	10
施工体制台帳等の提出	○提出時期が期限超過している。	元請負人は、県に対して、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。 ○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針第7条第5号	1	1